

## 平成27年2月農業委員会定例会議事録

召集年月日  
召集場所  
出席者

平成27年2月10日(火)  
西伯郡伯耆町溝口647番地 伯耆町役場溝口分庁舎議場  
委員24名 (欠席者)宮崎委員  
事務局2名

1 開会宣告 事務局	午前9時30分 これより平成26年度第12回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	今年一番の寒波で凍結して足元の悪い中出席ありがとうございます。農業改革ということで農協の改革案がすでに妥結しております。また農業委員会についても公選ではなくなり市町村長の推薦という話になっております。2年後には公選ではなくなり推薦者を議会で承認することになります。今よりも委員の数は半数になる予定で、認定農業者や法人から推薦するようになっていきます。小さい農家よりも大きな農家に重きを置いた時代になるのではないかと思います。みなさんの知恵をしばりながら協力していかなければならないと思います。
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、13番 永見委員・14番 井上委員にお願いします。
4 報告事項	
車議長	報告事項に入ります。各種団体の委員からの報告はありますか。
車議長	無いとのことですので、次に進みます。
5 議事	
車議長	議事に入ります。
	【報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
車議長	①から③事務局より説明をお願いします。
事務局	①から③届出内容の朗読。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	意見が無いようですので報告を終わります。
	【報告第26号 清原地区の地籍調査に伴う地目の変更について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	清原地区の地籍調査が行われており、地籍調査の結果に伴う地目変更について農業委員会に照会がありました。調査範囲は別紙の位置図を参考にいただき、地目変更対象地については一覧表をご覧ください。詳しくは地籍調査の担当者より説明を行います。
真野主任	今回清山地区の地籍調査に伴い現地の地目について現況にあわせた地目に変更するものです。非農地から農地に変更するものについては筆の一部が農地として利用されていたために変更するものです。
車議長	この件について、意見等ありますでしょうか。
車議長	意見が無いようですので報告を終わります。
	【議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について】
車議長	①について事務局より説明をお願いします。
事務局	①について申請内容の朗読。 買受適格要件は満たしておられます。
車議長	地元委員の有木委員に説明をお願いします。
有木委員	今まで利用権の設定を行い耕作していたが、今回譲受人が売買により取得する話となったため申請を行うものです。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。 挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
車議長	②について事務局より説明をお願いします。
事務局	②について申請内容の朗読。 買受適格要件は満たしておられます。
車議長	地元委員の山根委員に説明をお願いします。
山根委員	光木委員と現地確認を行い、何の問題もないと思いますので承認をお願いします。
車議長	光木委員、補足説明をお願いします。
光木委員	先ほど山根委員から説明があったとおり、何も問題ないと思われるので承認をお願いします。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。 挙手多数により承認(全員異議なく承認される)

	【議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について】
車議長	①、②について事務局より説明をお願いします。
事務局	①、②について届出内容の朗読。
車議長	地元委員の山根委員に説明をお願いします。
山根委員	2月6日に業者と立会を行い、田んぼに鉄パイプによる柵を設置し、下には鉄板を敷いて施工することを確認。また区長や住民との協議も終わっており何の問題もないと思われますので承認をお願いします。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。
	挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
	【議案第44号 農地法の非適用に係る証明願の審議について】
車議長	①について事務局の説明をお願いします。
事務局	①について申請内容の朗読。
車議長	地元委員の亀山委員に説明をお願いします。
亀山委員	1月22日に野坂委員と現地の確認を行いました。申請地は約20年以上も前から耕作されておらず、進入路もなくなっており開墾することが難しいため非農地として問題ないと思われるので承認をお願いします。
車議長	野坂委員の補足説明をお願いします。
野坂委員	先ほどの説明のとおり、進入路もなく、農地として利用することは難しいので承認をお願いします。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。
	挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
車議長	②について事務局の説明をお願いします。
事務局	②について申請内容の朗読。
車議長	地元委員の小西委員に説明をお願いします。
小西委員	1月20日に亀山委員と現地の確認を行いました。申請地は昭和の初めに開墾された土地であるが、30年以上も前から耕作されておらず、雑木が生え再び農地として復旧利用することが難しい。周りも森林に囲まれており周囲に与える影響はないことから何の問題もないと思われます。
車議長	亀山委員の補足説明をお願いします。
亀山委員	先ほどの説明のとおり、農地として利用することは難しいので承認をお願いします。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。
	挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
	【議案第45号 農用地利用集積計画の審議について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	朗読説明。 全40件の計画であり、田は3年未満が9,588㎡、3年以上6年未満が105,580㎡、6年以上10年未満が8,314㎡で、合計123,482㎡ございます。畑は3年以上6年未満が766㎡でございます。合計124,248㎡です。 新規契約16件で、再設定が24件、賃借権は29件、使用貸借権は11件です。 いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、 1. 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること 2. 利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、 イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること ハ. 対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること 4. 対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること の要件を満たしていると考えます。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。
	挙手多数により承認(全員異議なく承認される)

6 その他	
車議長	何か意見等ございますか。
車議長	無いようですので、以上で定例会を終了いたします。
	次回の定例会は、3月10日(火)午前9時30分から開催します。
7 閉会	午前10時30分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

13番 永見文夫

14番 井上祥一郎